

1-21-1・くるみん・えるぼしの認定取得を目指しましょう

(令和3年6月現在)

【コースエール】

若者雇用促進法に基づく認定制度。若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「コースエール認定企業」と認定し、これらの企業に対して情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図ります。

○主な認定基準

- ・若者（新規学卒含む）対象の正社員求人を行っていること
- ・若者の人材育成に積極的に取り組んでいること
- ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した者の離職率が20%以下であること。ただし、採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下
- ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員がゼロ。
- ・前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上であること
- ・直近3事業年度において男性労働者の育児休業等の取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上であること

【くるみん・プラチナくるみん】

次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度。一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画的に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。また、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み高い水準の取組を行っている企業は、プラチナくるみん認定を受けることができます。

○主な認定基準

- ・行動計画に定めた全ての目標を達成したこと
- ・計画期間内に男性の育児休業取得率が7%以上であることまたは育児休業取得者及び小学校就学前の子の育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者の割合が15%以上であり、かつ育児休業取得者が1人以上いること（従業員数300人以下の事業主の特例あり）
- ・計画期間内に女性の育児休業取得率が75%以上であること（従業員数300人以下の事業主の特例あり）
- ・計画期間の終了日の属する事業年度において、フルタイム労働者等の法定時間外、法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満であり、かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと
- ・3歳から小学校入学前までの子を持つ労働者対象の勤務時間短縮の措置等を講じていること
- ・所定外労働の削減措置や年次有給休暇の取得促進措置などを、成果に関する具体的目標を定めて実施していること

【えるぼし・プラチナえるぼし】

女性活躍推進法に基づく認定制度。自社の女性の活躍に関する状況把握・課題等を解決するための取組に関する行動計画の策定・公表を行い、その取組の実施状況等が優良な事業主は、申請により厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けることができます。また、えるぼし認定を既に受け女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が特に優良である企業は、プラチナえるぼし認定を受けることができます。

○主な認定基準 以下の評価項目1から5を満たす項目数に応じて、取得できる認定段階が決まります。

【評価項目1：採用】(区) ※(区)の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要

次の(i)と(ii)のいずれかに該当すること

(i) 男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること

(ii) 直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること

①正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること

②正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値((平均値が4割を超える場合は4割)以上であること

【評価項目2：継続就業】(区)

(i) 直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること 等

①「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること

②「女性労働者の継続雇用割合÷男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること

【評価項目3：労働時間等の働き方】(区)

直近の事業年度の各月ごとに、雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が全て45時間未満であること

【評価項目4：管理職比率】

直近の事業年度の管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上であること 等

【評価項目5：多様なキャリアコース】

直近の3事業年度のうち、以下について大企業は2項目以上(非正社員がいる場合は必ずAを含むこと)、中小企業は1項目以上の実績を有すること

A 女性の非正社員から正社員への転換

B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換

C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用

D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用



ユースエール認定企業

一若者の採用・育成に積極的な企業ですー

	企業名	所在地	業種		企業名	所在地	業種
1	(株)小田島組	北上市	建設業	7	(株)北日本朝日航洋	盛岡市	技術サービス業
2	(株)オーレックス	宮古市	製造業	8	(株)エステーモーターズスクール	滝沢市	教育学習支援業
3	(株)岩手ヤクルト工場	北上市	製造業	9	(株)菊池技研コンサルタント	大船渡市	総合建設コンサルタント業
4	(株)トーノ精密	遠野市	製造業	10	(社福)恵心会	宮古市	介護福祉業
5	ゆわて吉田工業(株)	大船渡市	製造業	11	(有)ほっと水神	北上市	介護福祉業
6	(株)細谷地	久慈市	卸売業・小売業	12	マルエス工業(株)	盛岡市	建設業



くるみん・プラチナくるみん認定企業

一子育てサポートに積極的な企業ですー

	企業名	所在地	業種		企業名	所在地	業種
1	(株)日盛ハウジング	盛岡市	建設業	22	(株)北日本朝日航洋	盛岡市	技術サービス業
2	岩手日化サービス(株)	盛岡市	建設業	23	(株)中居都市建築設計	盛岡市	技術サービス業
3	(株)丹野組	二戸市	建設業	24	(株)プラザ企画(プラチナくるみん)★	奥州市	宿泊業
4	(株)水清建設	矢巾町	建設業	25	(国)岩手大学	盛岡市	教育学習支援業
5	社陵高速印刷(株)	盛岡市	印刷業	26	(学)岩手キリスト教学園	盛岡市	教育学習支援業
6	山口北州印刷(株)	盛岡市	印刷業	27	第一商事(株)	盛岡市	ビルメンテナンス業
7	(株)ペアレン醸造所	盛岡市	製造業	28	盛岡つなぎ温泉病院	盛岡市	医療福祉業
8	東北日東工業(株)	花巻市	製造業	29	(医)友愛会	盛岡市	医療福祉業
9	(株)長島製作所	一関市	製造業	30	(社福)岩手和敬会	盛岡市	医療福祉業
10	(株)富士通むろむろテクノス	一関市	製造業	31	(株)中央臨床メディエンス	盛岡市	医療福祉業
11	盛岡セイコー工業(株)	雫石町	製造業	32	(社福)若竹会	宮古市	医療福祉業
12	(株)エフビー	山田町	製造業	33	(社福)東和仁寿会	花巻市	医療福祉業
13	(株)岩手日報社	盛岡市	情報通信業	34	(株)グランツ	花巻市	医療福祉業
14	(株)テレビ岩手	盛岡市	情報通信業	35	(社福)和江会	北上市	医療福祉業
15	白金運輸(株)	奥州市	運輸業	36	(社福)いつつ星会	二戸市	医療福祉業
16	岩手スバル自動車(株)	盛岡市	自動車販売業	37	(社福)胆沢やまゆり会	奥州市	医療福祉業
17	(株)平金商店	盛岡市	卸小売業	38	(社福)ひたかみ福祉会	奥州市	医療福祉業
18	(株)菅文	二戸市	卸小売業	39	(社福)誠心会	葛巻町	医療福祉業
19	(株)岩手銀行(プラチナくるみん)★	盛岡市	金融業	40	(社福)九戸福祉会	九戸村	医療福祉業
20	(株)北日本銀行(プラチナくるみん)★	盛岡市	金融業	41	(社福)新生会	矢巾町	障害者福祉業
21	(株)東北銀行	盛岡市	金融業	42			



えるぼし・プラチナえるぼし認定企業

一女性の活躍が進んでいる企業ですー

	企業名	所在地	業種		企業名	所在地	業種
1	(有)オーツー	盛岡市	建設業	10	(株)プラザ企画(プラチナえるぼし)★	奥州市	宿泊業
2	(株)佐々木組	一関市	建設業	11	(学)岩手キリスト教学園	盛岡市	教育学習支援業
3	(株)ペアレン醸造所	盛岡市	製造業	12	岩手江刺農業協同組合	奥州市	複合サービス業
4	(株)ワイズマン	盛岡市	情報通信業	13	第一商事(株)	盛岡市	ビルメンテナンス業
5	(株)岩手銀行	盛岡市	金融業	14	(社福)永友会	盛岡市	医療福祉業
6	(株)東北銀行	盛岡市	金融業	15	(社福)とおの松寿会	遠野市	医療福祉業
7	イオンスーパーセンター(株)	盛岡市	小売業	16	(株)中央臨床メディエンス	盛岡市	医療福祉業
8	(株)薬王堂	矢巾町	小売業	17	(医)勝久会	大船渡市	医療業
9	(株)吉田測量設計	盛岡市	専門・技術サービス業	18			

お問い合わせは
岩手労働局

ユースエール認定については 職業安定部職業安定課 (TEL: 019-604-3004)
くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼし認定については
雇用環境・均等室 (TEL: 019-604-3010)